

「年金のしおりの交付方法等について」（平成7年8月1日地基企第52号企画課長）の一部改正

「年金のしおりの交付方法等について」（平成7年8月1日地基企第52号企画課長）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>参考1</p> <p style="text-align: center;">傷病補償年金のしおり</p> <p>9 銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p> <p>(削除)</p> <p>10 身体障害者手帳の交付</p> <p>身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けることができる場合がありますので、最寄りの社会福祉事務所にお問合せください。</p>	<p>参考1</p> <p style="text-align: center;">傷病補償年金のしおり</p> <p>9 銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い<u>又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い</u>を受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等<u>又は郵便局</u>に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p> <p>10 <u>年金担保貸付の貸付</u></p> <p><u>この年金を担保にして、株式会社日本政策金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問合せください。）。</u></p> <p>11 身体障害者手帳の交付</p> <p>身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けることができる場合がありますので、最寄りの社会福祉事務所にお問合せください。</p>
<p>参考2</p> <p style="text-align: center;">障害補償年金のしおり</p> <p>9 銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p>	<p>参考2</p> <p style="text-align: center;">障害補償年金のしおり</p> <p>9 銀行<u>など</u>の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い<u>又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い</u>を受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等<u>又は郵便局</u>に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p> <p><u>10</u> 身体障害者手帳の交付 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けることができる場合がありますので、最寄りの社会福祉事務所にお問合せください。</p> <p>参考3 遺族補償年金のしおり</p> <p>8 年金受給権者である被災職員の妻が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>10</u> <u>年金担保貸付の貸付</u> <u>この年金を担保にして、株式会社日本政策金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問合せください。）。</u></p> <p><u>11</u> 身体障害者手帳の交付 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けることができる場合がありますので、最寄りの社会福祉事務所にお問合せください。</p> <p>参考3 遺族補償年金のしおり</p> <p>8 年金受給権者である被災職員の妻が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱い <u>又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い</u>を受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等 <u>又は郵便局</u>に提示することにより非課税の取扱いが認められます。</p> <p><u>9</u> <u>年金担保貸付の貸付</u> <u>この年金を担保にして、株式会社日本政策金融公庫（又は沖縄振興開発金融公庫）から年金担保貸付の貸付けを受けることができます（詳細は基金支部又は公庫の本支店にお問合せください。）。</u></p>